

特定生産緑地指定要件（案）について

1 目的

生産緑地地区の指定から30年が経過するものは、特定生産緑地に指定することができますので、その指定に係る処分の審査基準を定めるため制定するものです。

2 主な内容

生産緑地法第3条第1項、又は小田原市生産緑地地区追加指定基準に掲げる要件を備えているもの。

3 施行日

令和元年8月1日予定

4 参考資料

根拠法令及び関係条項について